

平成28年9月
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

平成28年9月20日

○出席議員 16人

1番 藤本 治 君	2番 高 梨 弘 人 君	3番 久 我 恵 子 君
4番 照 川 由美子 君	5番 磯 野 典 正 君	6番 鈴 木 克 己 君
7番 戸 坂 健 一 君	8番 佐 藤 啓 史 君	9番 黒 川 民 雄 君
10番 末 吉 定 夫 君	11番 松 崎 栄 二 君	12番 丸 昭 君
13番 岩 瀬 洋 男 君	14番 土 屋 元 君	15番 岩 瀬 義 信 君
16番 寺 尾 重 雄 君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 猿 田 寿 男 君	副 市 長 関 重 夫 君
教 育 長 藤 平 益 貴 君	総 務 課 長 藤 平 喜 之 君
企 画 課 長 軽 込 一 浩 君	財 政 課 長 齋 藤 恒 夫 君
税 務 課 長 土 屋 英 二 君	市 民 課 長 渡 辺 茂 雄 君
介 護 健 康 課 長 大 森 基 彦 君	福 祉 課 長 関 富 夫 君
生活環境課長兼 清掃センター所長 長 田 悟 君	都 市 建 設 課 長 鈴 木 克 己 君
農 林 水 産 課 長 平 松 等 君	観 光 商 工 課 長 酒 井 清 彦 君
会 計 課 長 菰 田 智 君	教 育 課 長 軽 込 貫 一 君
社 会 教 育 課 長 吉 清 佳 明 君	水 道 課 長 岩 瀬 健 一 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 大 鐘 裕 之 君	議 事 係 長 植 村 仁 君
-------------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程第5号

第1 議案、陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（総務文教常任委員長）

議案第59号 勝浦市企業誘致条例の全部改正について

議案第60号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第61号 勝浦市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条

例の制定について

議案第63号 勝浦市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について

議案第64号 平成28年度勝浦市一般会計補正予算

(産業厚生常任委員長)

議案第62号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第65号 平成28年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

陳情第4号 指定難病以外の難病・疾病対策の充実に関して国等への意見書の提出を求める
陳情

(決算審査特別委員会)

議案第66号 決算認定について

(平成27年度勝浦市一般会計歳入歳出決算)

議案第67号 決算認定について

(平成27年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算)

議案第68号 決算認定について

(平成27年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算)

議案第69号 決算認定について

(平成27年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算)

議案第70号 利益の処分及び決算認定について

(平成27年度勝浦市水道事業会計決算)

第2 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第71号 平成28年度勝浦市一般会計補正予算

議案第72号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

議案第73号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

議案第74号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

議案第75号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

議案第76号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

議案第77号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第78号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第3 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第8号 指定難病以外の難病・疾病対策の充実を求める意見書について

発議案第9号 特急列車・快速列車の運行区間の延伸及び増発を求める要望書について

発議案第10号 地方創生の実現・2020年東京オリンピックに向けた夷隅地域の道路整備及び将来を見据えた外房地域の道路整備に関する要望書について

第4 各常任委員会の所管事務調査について

開 議

平成28年9月20日（火） 午前10時開議

○議長（寺尾重雄君） ただいま出席議員は16人で、全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案、陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（寺尾重雄君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第59号 勝浦市企業誘致条例の全部改正について、議案第60号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第61号 勝浦市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第63号 勝浦市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について、議案第64号 平成28年度勝浦市一般会計補正予算、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。土屋総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 土屋 元君登壇〕

○総務文教常任委員長（土屋 元君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務文教常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る9月12日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第59号 勝浦市企業誘致条例の全部改正について、議案第60号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第61号 勝浦市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第63号 勝浦市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について、議案第64号 平成28年度勝浦市一般会計補正予算、以上5件につきまして、慎重審査の結果、議案第59号ないし議案第61号及び議案第63号、以上4件は全員賛成で、議案第64号は賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして、議案第64号で、学校給食共同調理場の調理業務委託はすべきではないとの反対討論がありました。

以上をもちまして、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。藤本議員。

〔1番 藤本 治君登壇〕

○1番（藤本 治君） 私は、議案第64号 平成28年度勝浦市一般会計補正予算について、反対の立場から討論を行います。

今回の補正予算には、債務負担行為において、学校給食共同調理場調理業務委託の期間を平成29年度から平成30年度まで、限度額を9,568万8,000円とする債務負担行為の補正が組まれています。これは年度内に、平成29年4月から2年間の調理業務委託契約を可能にしようとするものですが、この調理業務の民間委託は、次の理由により行うべきではありません。

まず第1に、よりよい給食を提供しようとするほど栄養士と調理員との協力・連携が欠かせません。勝浦では、移転新築した給食センターにおいて、栄養士と調理員が一体となって、日々の学校給食を提供しています。しかし、調理業務を民間委託した場合、発注者である市の栄養士が委託業者の労働者である調理員を直接に指揮監督することになれば、偽装請負に当たります。これを回避しようとするれば、責任の放棄、丸投げに通じます。いずれにしても、民間委託は学校給食の実情にそぐわないものであり、調理業務の民間委託は行うべきではありません。

第2に、学校給食は、本来営利目的とは無縁です。その調理業務を営利目的の民間企業に委託するとなれば、味や品質の低下を招き、そのしわ寄せを子どもたちが受けることになってしまいます。

第3に、現在の調理員15名の職を奪うことになります。

第4に、公務員により担われないとなれば、災害時に炊き出しを行う機能が危うくなりかねません。

以上を申し述べ、議案第64号に対する反対討論といたします。

○議長（寺尾重雄君） ほかに討論はありませんか。磯野典正議員。

〔5番 磯野典正君登壇〕

○5番（磯野典正君） 私は、議案第64号 平成28年度勝浦市一般会計補正予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

学校給食共同調理場の調理業務民間委託は、学校給食に民間の活力を導入し、給食のより一層の充実と、効率的・効果的な運営を図るために行おうとするものであります。民間委託することにより、人件費等の経費削減になるとともに、共同調理場で抱えている調理員不足の問題解決にもつながってまいります。現在、共同調理場の調理員は正規職員5名、臨時職員10名で調理業務を行っておりますが、臨時職員は契約期間が6カ月で長期雇用の保障がないことから、常に人員確保に苦慮している状況でございます。調理業務を民間委託することにより、このような問題も解決してきます。

委託内容については、調理業務のみの委託であり、献立の作成や食材の購入など、これまで

と同様に市の職員が行い、給食センターには常時市の職員が配置されるので、これまでと同様に
おいしく安心して食べられる給食が提供できます。

また、臨機応変の対応や事故対応がすぐにとれる体制にも変わりはありません。現在、千葉県
内の学校給食共同調理場で調理業務の民間委託を実施している施設は、52施設中38施設あり、
実に73%で調理業務の民間委託を実施しております。近隣市町村でも、調理業務の民間委託を
実施しておりますが、委託による問題は発生しておりません。

さらに、学校給食の目的である適切な栄養の摂取、健康の保持増進、望ましい食週間などに
悪影響を与えるものではないと認識しております。

以上を申し上げ、議案第64号の賛成討論といたします。

○議長（寺尾重雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第59号 勝浦市企業誘致条例の全部改正についてを採決いたします。本案に対
する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君
の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第60号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定についてを
採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のと
おり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第61号 勝浦市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する
条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決
であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第63号 勝浦市土地開発基金条例を廃止する条例の制定につ
いてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告の
とおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第64号 平成28年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手多数であります。よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第62号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第65号 平成28年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、陳情第4号 指定難病以外の難病・疾病対策の充実に関する国等への意見書の提出を求める陳情、以上3件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。鈴木産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 鈴木克己君登壇〕

○産業厚生常任委員長（鈴木克己君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査過程と結果について、その概要をご報告いたします。

当産業厚生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る9月13日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その審査結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第62号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第65号 平成28年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上2件につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第4号 指定難病以外の難病・疾病対策の充実に関して国等への意見書の提出を求める陳情の審査に当たりましては、審査を行いました結果、全員賛成で採択と決定しました。

以上をもちまして、産業常任委員長の報告を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって討論を終結いたします。

○議長（寺尾重雄君） これより、議案第62号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第65号 平成28年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、陳情第4号 指定難病以外の難病・疾病対策の充実に関して国等への意見書の提出を求める陳情を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、陳情第4号は、採択と決しました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第66号ないし議案第70号、以上5件を一括議題といたします。本案は、議案第66号ないし議案第69号、以上4件はいずれも決算認定について、議案第70号は利益の処分及び決算認定についてであります。本案に関し、委員長の報告を求めます。岩瀬決算審査特別委員長。

〔決算審査特別委員長 岩瀬洋男君登壇〕

○決算審査特別委員長（岩瀬洋男君） 議長よりご指名がありましたので、本決算審査特別委員会に付託されました議案第66号ないし議案第69号、以上4件の決算認定について、議案第70号 利益の処分及び決算認定について、以上5件の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当決算審査特別委員会は、去る9月14日及び15日の2日間、付託議案を審査するため委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いた

しました。

その結果、議案第66号ないし議案第70号、以上5件については、全員賛成でお手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、それぞれ認定、原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

なお、本決算審査特別委員会における審査の過程におきまして、各委員から質疑、意見等があり、その主なものを申し上げますと、まず、一般会計歳入歳出決算の歳入では、市税と国民健康保険税等の収入未済額が、合計で約6億円あるが、この収入未済額をどのように解消していくのかただしたところ、公平公正な税の納付は市民の信頼を得ていくためにも最も大切な税務行政だと考えている。多額の滞納については、預貯金、給与、国税の還付金等、差し押さえできる財産がある場合は、差し押さえを実施している。そのほか、全庁体制での臨戸徴収の実施、市税徴収指導員の採用など含めて、市税等の徴収の努力をしていくとの答弁がありました。

次に、歳出については、平成27年度から始まった地方創生を踏まえて、来年度以降の考えについてただしたところ、地方創生も実質2年目を迎えたが、市は総合計画により昔から地方創生に取り組んできている。雇用の確保、子育て支援、観光の交流人口の増加、地方の拠点都市をつくるなど、住みやすいまちにすることが大事だと思っている。今後においても、財政が厳しくなってくる中、県立大原高等学校若潮キャンパス跡地への商業施設の誘致、浜行川のシーサイドスパリゾート計画、道の駅等の整備推進について、具体的な計画を市民に示していきたいとの答弁がありました。

清掃センターについて、今回、広域ごみ処理施設の建設が休止になったことに伴う現有施設の対応をただしたところ、広域ごみ処理施設は、昨年の11月に休止となり、広域ごみ処理施設の建設は、東京オリンピックが終わってから協議をする。清掃センターについては、定期点検とか、消耗品などは、毎回最低限の補修をしてきている。今後、10年使用するとなると、中央監視制御装置、破碎機などの補修が必要となってくるとの答弁がありました。

次に、国民健康保険特別会計事業勘定における財政調整基金について、本来必要な保有額はどのくらいか。また、基金積立金3,000万円の根拠についてただしたところ、基金保有額では、国保の広域化までは保険給付費の1カ月分、広域化以降は年間保険税額の約2割と考えると、保険税額が約6億円なので、最低でも1億2,000万円が必要となる。

次に、平成27年度を終えて、積み立てた3,000万円の根拠について、勝浦市国民健康保険特別会計財政調整基金設置管理及び処分に関する条例第2条に基づき、毎年度歳入歳出決算上生じた余剰金の2分の1を限度として市長が定めることになっているため、平成27年度の余剰金と想定される7,400万円の2分の1以内で、3,000万円と算出したとの答弁がありました。

次に、水道事業会計では、水道未普及地域の布設工事の進捗状況と布設された地域の水道加入世帯の実態についてただしたところ、平成24年度から実施してきた未普及地域解消事業の進捗状況について、水道管の布設事業は、平成27年度末で、市野川、中倉、小松野、大楠の4地区で100%完了している。

平成28年度に舗装復旧工事を実施する予定である。

次に、未普及地域4地区での水道加入状況について、平成27年度末で、利用可能世帯が198世帯、加入世帯が98世帯で、加入率は49.5%であるとの答弁がありました。

以上で、決算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのとこ

ろ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。藤本議員。

〔4番 藤本 治君登壇〕

○4番（藤本 治君） 私は、議案第66号から議案第70号までの5つの決算認定について、反対の立場から討論を行います。

振り返ると、平成27年度は、前年4月1日からの消費税8%への引き上げにより、平成26年度に続き平成27年度も、個人消費が2年連続マイナスになるという、戦後初めての事態がつけられました。実質賃金も5年連続でマイナスという事態が続いています。安倍首相は、この2つの事実をかたくなに口にしようとしません。しかし、アベノミクスにより起こっていることは、経済の好循環などではなく、格差の拡大とアベノミクス不況と言うべき事態です。アベノミクスは、異次元の金融緩和ということで円安をつくり、海外からの投機マネーを呼び込み、年金積立金を投入して株価を釣り上げ、投機マネー頼みで円安株高政策をやってきました。

ところが、それは実はもろい。実体経済が伴っていませんから、外的なショックに非常にもろいことがイギリスのEU離脱の際の日本経済への影響でも明らかになりました。

安倍政権は、消費税の10%増税の時期を再び先送りしましたが、先送りではなくきっぱりと中止をし、日本経済の6割を占める家計消費、個人消費を応援し、内需主導で経済をよくしていく方向への転換が必要です。日本共産党は、税金の集め方、税金の使い方、働き方の3つのチェンジで日本経済の立て直しを図ることを呼びかけています。

消費の冷え込みと経済の低迷は、勝浦市民の暮らし向きにも大きく影を落としています。暮らし向きはよくなったとの声はほとんど聞かれません。このような中で、平成27年度の一般会計決算では、生活保護費の受給者数が年度末で175人となり、前年度末の211人から大きく減少しました。受給者の死亡による減少に対して新たな申請と保護開始が、平成26年度の申請20件、廃止15件に対して、平成27年度は申請8件、廃止5件にとどまったことによるものです。生活保護申請の大幅な減少は何が原因か。相談数が例年並みの61件あったにもかかわらず、申請に至ったのは8件にとどまったためであり、それは平成27年4月1日施行の改正生活保護法と新設の生活困窮者自立支援法の勝浦での運用の結果を示すものです。他法優先ということで、生活保護法の適用よりも自立支援法の適用を優先することで、保護申請への道を塞ぐものとなっている懸念があります。

全国的には今なお生活保護受給が過去最高を更新し続けている中で、勝浦の推移は余りにも不自然、不合理であります。暮らし向きに改善が見られないもとで、水道料金やごみ袋代、国民健康保険税、介護保険料などの負担が重過ぎる、軽減してほしいとの要望が市民の中に根強くあります。国民の所得が低下を続け、暮らし向きが悪くなり続けているもとで、負担軽減の願いは切実かつ当然です。

また、水道料金や国民健康保険税の負担軽減のためには、近隣の市や町では当たり前のこととして一般会計からの繰り入れが行われています。ところが、勝浦市はかたくなに繰り入れを行おうとしません。平成27年度の国民健康保険特別会計の決算は1億6,234万円余の黒字となり、

基金に3,000万円を繰り入れました。水道事業会計では1億5,217万円余の余剰金が生まれました。また、介護保険特別会計は5,853万円余の黒字となりました。いずれも市民に重い負担を強いている結果であり、本来、直ちに市民に還元すべきものです。しかし、繰越金や剰余金だけを原資に負担軽減を行うことには無理があります。安定財源とは言えず、軽減を実感できる規模にもなりません。負担軽減の財源として一般会計からの繰り入れを行うことが必要であり、勝浦市の各会計の状況は、一般会計からの繰入額が負担軽減のために100%活かされることを示しています。市民負担の軽減のため、繰り入れを行うことは、地方自治体の責務です。近隣の市町村が当たり前に行っていることを勝浦市だけが行わないというのは許されることではありません。市民負担の軽減のため、一般会計からの繰り入れを行うことを強く求めます。

また、国に対しては、高過ぎる国保税を引き下げるために国庫負担の引き上げを強く求めるべきです。医療・介護分野では、軽度者からの介護取り上げや負担増を強いる一方、コストのかかる施設や医療機関から在宅へと強引に押し戻そうとしています。これらに反対するとともに、介護サービスを充実すれば、保険料に跳ね返るという制度の矛盾を解消するよう求めるべきです。

以上を指摘し、75歳以上という年齢により国民を差別する後期高齢者医療制度は、一日も早く廃止すべき制度であることを申し添えて、各会計の決算認定に対する反対討論を終わります。

○議長（寺尾重雄君） ほかに討論はありませんか。佐藤啓史議員。

〔8番 佐藤啓史君登壇〕

○8番（佐藤啓史君） 私は議案第66号ないし議案第69号の決算認定及び議案第70号 利益の処分及び決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

初めに、一般会計について申し上げます。歳入では、人口減少や高齢化等に伴う市民所得の減少などから、歳入の根幹である市税等の増加が見込まれない厳しい財政状況の中、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金や過疎債の効果的な活用、返礼品を充実させたことによるふるさと応援寄附金の大幅増など、歳入の確保に努めたことは大いに評価すべきものであります。

歳出につきましては、地方版総合戦略である勝浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するとともに、消費喚起のプレミアム商品券の発行を初め、若者等の定住促進事業、田舎暮らし体験事業、子ども・子育て支援事業などが実施されました。特に若者等住宅奨励金制度が平成27年度に創設されたことにより、子ども9名を含む28名が本市に転入されました。このことは、人口減少に悩む本市にとって、事業開始1年目で大いにその事業効果を発揮したことと評価すべきものと考えます。

産業振興においては、かつうら魅力市の開催に係る補助事業や観光地魅力アップ整備事業として、守谷海岸公衆トイレ改修工事の実施、福祉生活分野においては、低所得者に対する臨時福祉給付金給付事業、市道改良工事や避難路整備事業、子どもによるまちづくり提案事業等を実施、また、芸術文化交流センターの開館により各種公演や市民講座の開催により、交流及び芸術文化の振興が図られました。これら行政全体にわたる施策事業の推進により、市民福祉の維持向上に努められたことは、大いに評価すべきものと考えます。

また、各特別会計、水道事業会計においても受益者負担の公平性に鑑みながら、各会計の設置趣旨を念頭に、限られた財源を有効に活かしながら、適切に運営されたものであり、大いに

評価できるものであります。

特に、国民健康保険特別会計事業勘定についてですが、本会議において財政調整基金に3,000万円を積み立てたことを問題視し、積み立てをしないで保険料を軽減すべきとのご指摘がありました。

これまでの勝浦市の国保財調の金額は233円、もう一度申し上げます、233円しかありませんでした。最低でも1億2,000万円の財調積立金が必要であるにもかかわらずです。今後、何らかの理由により保険税に欠損等が生じた場合、基金の活用により補填する必要があります。そのための財調基金なのであります。3,000万円を保険料軽減に充てることは、体面的にはよいことではありますが、今だけを考えた無責任な考えであります。今だけよければよいのでしょうか。我々議員は、未来への責任を負っていることを自覚しなければなりません。今だけを考えるのは政治家の本質ではありません。持続可能で安定的な国保運営を考え、そして万が一の時に備えることを考えることこそ未来への責任なのであります。反対者はそのことをよくよく考えていただきたいと思います。

最後になりますが、監査委員の意見書において、行政全般にわたる施策事業の実施により市民福祉の増進に努力されたことが認められる旨、付記されておりますことを申し添えますと同時に、多額の収入未済額及び不納欠損額が生じていることから、自主財源の確保及び市民負担の公平性の観点からも滞納対策の一層の強化と適正な債権管理事務を行うよう要望をいたしまして、一般会計、各特別会計及び水道事業会計の決算認定については賛成すべきものであると申し上げ、討論いたします。

○議長（寺尾重雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第66号 決算認定について（平成27年度勝浦市一般会計歳入歳出決算）を採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、これを認定すべきものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手多数であります。よって、議案第66号は、認定することに決しました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第67号 決算認定について（平成27年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算）を採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、これを認定すべきものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手多数であります。よって、議案第67号は、認定することに決しました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第68号 決算認定について（平成27年度勝浦市後期高齢者医療特

別会計歳入歳出決算）を採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、これを認定すべきものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手多数であります。よって、議案第68号は、認定することに決しました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第69号 決算認定について（平成27年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算）を採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、これを認定すべきものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手多数であります。よって、議案第69号は、認定することに決しました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第70号 利益の処分及び決算認定について（平成27年度勝浦市水道事業会計決算）を採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、これを原案可決及び認定すべきものであります。本決算は、委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手多数であります。よって、議案第70号は、原案可決及び認定することに決しました。

議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（寺尾重雄君） 市長より追加議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。植村係長。

〔職員朗読〕

○議長（寺尾重雄君） 日程第2、議案を上程いたします。議案第71号 平成28年度勝浦市一般会計補正予算を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第71号 平成28年度勝浦市一般会計補正予算について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正及び地方債の補正であり、去る8月22日に本県に上陸をいたしました台風9号の暴風雨により被害を受けた公共土木施設の道路2カ所を初め、保

健福祉センター、文教施設、観光施設及び市役所庁舎等の復旧に係る経費であります。

歳入歳出予算におきましては、既定予算に1,555万2,000円を追加し、予算総額を95億2,367万9,000円にしようとするものであります。歳出予算のうち、土木費におきましては、住宅管理費に50万円を追加し、災害復旧費においては、その他公用公共用施設災害復旧費を主に1,505万2,000円を追加しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算に国庫支出金192万円、繰越金954万2,000円、諸収入309万円、市債100万円を追加計上しようとするものであります。

また、地方債においては、現年発生補助災害復旧事業債を追加しようとするものであります。

以上で、議案第71号の提案理由の説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第71号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第71号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第71号 平成28年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第72号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、議案第73号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、議案第74号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、議案第75号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、議案第76号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、以上5件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第72号から議案第76号までの勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し

上げます。

本案は、平成28年9月30日をもって任期満了となる勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員5名の後任について、次の方々に委員を委嘱したく、勝浦市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。

初めに、議案第72号についてであります。本案は、勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員、藤井一氏の後任に、新たに樋口貴之氏を委嘱したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

樋口貴之氏の経歴を申し上げますと、千葉大学大学院専門法務研究科を平成21年3月に卒業いたしまして、同年9月に新司法試験合格、その後、司法修習を経て、平成22年12月に弁護士として、藤井・滝沢綜合法律事務所に入所し、現在に至っております。

この間、県弁護士会の消費者問題委員会委員や高齢者・障がい者支援センター副委員長などを務められております。

次に、議案第73号について申し上げます。本案は、前議案同様に、情報公開・個人情報保護審査会委員に、引き続き黒川道子氏を委嘱したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

黒川道子氏の経歴を申し上げますと、昭和59年3月に東海大学大学院修士課を修了後、同年4月に国際武道大学体育学部助手として採用され、以来、平成11年4月から体育学部助教授に、平成19年4月から体育学部准教授に、平成20年4からは体育学部国際スポーツ文化学科の副学科長を務められております。

その間、平成19年から現在まで本市の都市計画審議会委員を、また、平成25年10月から現在までこの情報公開・個人情報保護審査会委員を務められております。

次に、議案第74号についてであります。本案は前議案同様、情報公開・個人情報保護審査会委員に、引き続き江澤始一氏を委嘱したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

江澤始一氏の経歴を申し上げますと、昭和34年3月に県立大原高等学校を卒業後、昭和36年1月に勝浦市役所に就職、昭和59年4月から監査委員事務局長を務め、以来、保険衛生課長、福祉事務所長、税務課長、議会事務局長を歴任し、平成11年4月から平成19年3月まで2期にわたり勝浦市収入役を務められました。また、平成19年10月から現在までこの情報公開・個人情報保護審査会委員を3期にわたり務められております。

次に、議案第75号について申し上げます。本案は、全議案同様、情報公開・個人情報保護審査会委員に、引き続き忍足邦昭氏を委嘱したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

忍足邦昭氏の経歴を申し上げますと、昭和45年3月に明治大学法学部を卒業後、同年4月に茂原市役所に就職し、平成11年4月から企画財政部次長兼財政課長を務め、以来、監査委員事務局長、教育委員会教育部長を歴任され、平成16年6月に茂原市を退職されております。

その後、平成17年4月から2年間、本市の行政相談委員を、また、平成19年5月から勝浦市議会議員を1期、平成25年10月から現在までこの情報公開・個人情報保護審査会委員を務められております。

次に、議案第76号について申し上げます。本案は、前議案同様、情報公開・個人情報保護審

査会委員に、引き続き庄司誠氏を委嘱したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

庄司誠氏の経歴を申し上げますと、昭和41年3月県立大原高等学校を卒業後、昭和45年4月から平成18年3月まで千葉県庁に勤務されました。

この間、平成14年4月に財団法人勝浦海中公園センター所長を初め、平成16年4月に夷隅農林振興センター主幹などの要職を歴任されております。また、平成19年10月から現在まで、本市の情報公開・個人情報保護審査会委員を3期にわたり務められております。

以上、5名の方々は、人格及び見識において勝浦市情報公開・個人情報保護審査会の委員として適任であると考えます。よろしくご審議の上、ご同意くださるようお願い申し上げます。

以上で、議案第72号から議案第76号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第72号ないし議案第76号、以上5件につきましては、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第72号ないし議案第76号、以上5件については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第72号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第72号は、これに同意することに決しました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第73号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第73号は、これに同意することに決しました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第74号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙

手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第74号は、これに同意することに決しました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第75号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第75号は、これに同意することに決しました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第76号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第76号は、これに同意することに決しました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第77号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第78号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第77号及び議案第78号の教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成28年9月30日をもって任期満了となる教育委員会委員2名の後任に次の方々を委員に任命したいため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。

初めに、議案第77号についてであります。本案は、教育委員会委員に、引き続き小西由里子氏を任命したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

小西由里子氏の経歴を申し上げますと、昭和59年3月に日本女子体育大学を卒業後、同大学の助手、その後、平成元年4月から亀田総合病院リハビリテーションセンター勤務を経て、平

成9年3月に東北大学大学院において博士課程を修了されました。同年4月に国際武道大学体育学部の講師として就職され、平成12年4月に助教授、平成19年4月からは同大学体育学部スポーツトレーナー学科の教授を務められております。

また、平成24年10月に勝浦市教育委員会委員に就任され、現在は、教育委員会委員長を務められております。

次に、議案第78号についてであります。本案は、教育委員会委員、関光彦氏の後任に、新たに押垂義郎氏を任命したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

押垂義郎氏の経歴を申し上げますと、昭和48年3月に千葉大学教育学部を卒業後、同年4月に大多喜町立大多喜中学校の教諭として奉職以来、勝浦市立興津中学校を初め、天津小湊町立小湊中学校や勝浦中学校、岬町立長者小学校、また、夷隅地方出張所勤務を経て、平成13年4月から勝浦市教育委員会の教育課長、平成18年4月から総野小学校長、さらに勝浦小学校長を歴任され、平成23年3月に退職されました。

以上2名の方々の人格と識見は、教育委員会委員として適任であると考えます。よろしくご審議の上、ご同意くださるようお願い申し上げます。

以上で、議案第77号及び議案第78号の提案理由の説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第77号及び議案第78号、以上2件については、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号及び議案第78号、以上2件については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第77号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第77号は、これに同意することに決しました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第78号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第78号は、これに同意することに決しました。

午前11時15分まで休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 開議

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、発議案を上程いたします。発議案第8号 指定難病以外の難病・疾病対策の充実を求める意見書についてを議題といたします。職員に発議案を朗読させます。植村係長。

〔職員朗読〕

○議長（寺尾重雄君） 発議者から提案理由の説明を求めます。鈴木克己議員。

〔6番 鈴木克己君登壇〕

○6番（鈴木克己君） 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第8号 指定難病以外の難病・疾病対策の充実を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、平成27年1月から施行されました。医療費助成の対象は、これまでの56疾患から、第1次、第2次実施分を加えると306疾患へと指定が広がることとなり、対象人口も従来の78万人から150万人へと倍増する見通しとなりました。昨年秋からは、第3次実施分の検討が始まり、新制度に基づくさらなる対策の充実が求められているところであります。

しかしながら、今回の難病法においても、線維筋痛症など、人口の割合で0.1%以上の疾病や診断基準が明確でない疾病等は、医療費助成の対象とされておらず、障害者施策の対象にもなりにくいなど、制度の谷間に置かれた指定難病以外の難病・疾病への支援措置はいまだ不十分なのが現状であります。

よって、国におかれましては、指定難病以外の難病・疾病対策の充実を図るため、以下の事項に取り組まれるよう、強く要望します。

1、指定難病となっていない難病、疾病を抱える患者に対して救済措置を講じること。特に重症化し、日常生活が困難な患者に対しては、自己負担額軽減措置や障害者手帳の交付など目に見える形での支援を積極的に実施すること。

2、線維筋痛症など検査数値にあらわれにくい疾病の患者については、確定診断を得られるまで病院を次々に変えなければならない場合も多いため、スムーズに適切な医療を受けられるよう情報を周知するほか、医療現場のみならず、社会的認知及び理解の向上を図ること。

3、財政措置を含め、難病患者への就労支援の充実・強化を行うこと。

4、制度設計に当たっては、地方自治体に対する速やかな情報提供や意見交換の機会の確保を徹底し、地方自治体からの意見を十分に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しようとするものであります。何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（寺尾重雄君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第8号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第8号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第8号 指定難病以外の難病・疾病対策の充実を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、発議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、発議案第9号 特急列車・快速列車の運行区間の延伸及び増発を求める要望書についてを議題といたします。職員に発議案を朗読させます。植村係長。

〔職員朗読〕

○議長（寺尾重雄君） 発議者から提案理由の説明を求めます。土屋元議員。

〔14番 土屋 元君登壇〕

○14番（土屋 元君） 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第9号 特急列車・快速列車の運行区間の延伸及び増発を求める要望書について提案理由の説明を申し上げます。

外房線は、都市部と当地域をつなぐ重要な大動脈路線であり、通勤・通学路線として、また、産業・観光及び移住・定住の基盤として地域発展の重要な役割を果たしており、輸送力強化及び利便性の向上は必要不可欠であります。

このような中、地方創生を実施していく上で、当地域から都市部に勤務したいが、通勤時間帯の特急列車・快速列車がないことから、移住者を呼び込むことは、困難な状況であります。

また、国際オリンピック委員会の総会におきまして、2020年東京オリンピックの追加種目にサーフィンが正式に決定し、外房地域での開催となれば当地域の魅力はさらに増し、多くの若者が移住してくる可能性は大いにありますが、雇用環境の悪い地方において、都市部への通勤者を呼び込むためには、通勤時間帯の特急列車・快速列車の運行区間の延伸及び増発が必要と考えます。

よって、日ごろから外房線を利用している方々や、地方創生事業により移住されてくる方々のご意見を踏まえ、以下の事項について、実現を図られるよう強く要望いたします。

- 1、通勤時間帯の特急列車・快速列車を勝浦駅発に運行区間の延伸。
- 2、安房鴨川駅発の特急列車を5時台中盤から6時台前半にかけての増発。
- 3、帰宅時間帯の特急列車・快速列車を勝浦駅着に運行区間の延伸。
- 4、ダイヤ改正により上総一ノ宮駅どまりとなった特急列車・快速列車を勝浦駅着に運行区間の延伸することについて、夷隅郡市2市2町の議長の連名により、地方自治法第99条に基づき、千葉県及び東日本旅客鉄道株式会社千葉支社に対し、要望書を提出しようとするものであります。

以上、提案理由の説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第9号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第9号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第9号 特急列車・快速列車の運行区間の延伸及び増発を求める要望書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、発議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、発議案第10号 地方創生の実現・2020年東京オリンピックに向けた夷隅地域の道路整備及び将来を見据えた外房地域の道路整備に関する要望書についてを議題いたします。職員に発議案を朗読させます。植村係長。

〔職員朗読〕

○議長（寺尾重雄君） 発議者から提案理由の説明を求めます。鈴木克己議員。

〔6番 鈴木克己君登壇〕

○6番（鈴木克己君） 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第10号 地方創生の実現・2020年東京オリンピックに向けた夷隅地域の道路整備及び将来を見据えた外房地域の道路整備に関する要望書について、提案理由の説明を申し上げます。

圏央道の開通は、県内外から訪れる人を増加させ、夷隅地域は大きく変わりつつあります。

千葉県の努力により、国道128号、国道297号、国道465号は、順次整備が進められているところでもあります。

しかしながら、国道の整備に当たっては、一部計画路線において未着工となっており、当地域への人の流入に著しく困難を来しています。

地方創生の目標実現のためには、これら国道の整備が必要であります。

また、国際オリンピック委員会の総会において、2020年東京オリンピックの追加種目にサーフィンが正式に決定し、外房地域での開催が期待されるところであります。

オリンピックにおいて外房地域がサーフィン会場となると、国道297号及び国道465号は、東京湾アクアライン経由の東京・神奈川方面からの人を受け入れる大切な路線となります。

また、成田空港から外房沿岸を通る国道128号へのアクセスの向上、さらには渋滞や混雑への対応のための整備も必要と考えられます。

地元でのオリンピックの開催に当たって大切なことは、選手や関係者、そして観戦される方々を地域全体でおもてなしの心で迎えることであり、その第一歩が交通網を整備し、アクセスを向上させ、気持ちよく滞在していただくことであると考えます。

その成果が地域の魅力向上となり、さらには、オリンピック後の夷隅地域の経済の活性化、若者の移住・定住にも弾みがつくと期待されます。

夷隅地域の地方創生の目標実現のため、そしてオリンピックを契機とした地域経済の活性化、若者の移住・定住促進に向け、その効果を確実にするため、将来的には高速道路や自動車専用道路が外房地域にも整備されることが念願であります。現在、早急に夷隅地域が整備を望む以下の事項につき、実現を図られるよう強く要望いたします。

1、国道465号荻谷新田野バイパス、いすみ市増田地先から佐室地先までの9.1キロメートルの早期完成と、いすみ市増田地区と大多喜町境国道465号との安全で効果的な取り付け道路の整備。

1、一般県道勝浦布施大原線のいすみ市山田地先、市道0102号線終点に接続する御宿町実谷バイパスと勝浦までの早期完成。

1、松野バイパス全線の早期完成と千葉県緊急輸送道路一次路線に指定されている国道128号及び297号の一層の整備促進。

1、地域高規格道路について、調査を推進するとともに早期に計画を具体化し、計画的に道路整備が進められるよう、必要な予算の確保について、夷隅郡市2市2町の議長の連名により、地方自治法第99条に基づき、千葉県に対し、要望書を提出しようとするものであります。何とぞ、私ども発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） この4つの要望事項のうち3つは極めて具体的な要望なんです。最後の4つ目の地域高規格道路についての要望がつけ加わった理由についてご説明をお願いしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） ただいま質問がありましたが、まず地域高規格道路というのは何かというの

はわかっているのか。その辺を、私も逆に確認をしたいと思います。なぜこれが入ったかというと、やはり一番の大もとは圏央道からのアクセス、それと成田空港からのアクセスを向上させて、迎えるオリンピック、そしてその後の対応を、やはり道路が一番中心になるということからこの要望を出すというところだと考えます。

しかしながら、この地域には、国道と128号という大きな地域道路があります。この128号が地域高規格道路ということになってまいりますが、ここの整備がおぼつかなければ、この地域全体の効果が失せるということから、このような要望を入れてあるところであります。

また、追加して申し上げますと、この地域規格道路、鴨川大原道路ということで、これはかなり以前から、地域規格道路については早期建設促進期成同盟という会がありまして、毎年毎年要望をこの同盟から上げております。しかしながら、現状としてはなかなかこれできていない。計画だけありますので、ぜひともこれを実現させるためにも、今回、このような要望に追加し、要望するものであります。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第10号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第10号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。藤本治議員。

〔1番 藤本 治君登壇〕

○1番（藤本 治君） 私は、発議案第10号、夷隅地域及び外房地域の道路整備に関する要望書について、反対の立場から討論を行います。

今回の発議案には、それぞれの地元での具体的かつ切実な道路整備の要望3本のほかに、当初の案にはなかった地域高規格道路の推進を求める要望が加えられています。加えられた要望は、地域高規格道路の調査の推進、計画の具体化、必要な予算の確保を求めるもので、具体的な内容を持つ他の3本とは全く異質のものであります。具体性がないだけではなく、不要不急の大型公共事業になりかねないものです。千葉県は、医療・福祉・教育の指標が全国の都道府県の中でも最下位を争う水準にあります。不要不急の大型公共事業にではなく、医療・福祉・教育の充実にこそ県民の税金を優先して充てるべきであります。

今回の発議案には、地域高規格道路の推進という意見の分かれる要望が、あえて4本目に加えられました。このことにより、他の3本の要望には賛同できるにもかかわらず、全体には賛同することができない事態が作り出されました。

以上、反対の理由と経緯を申し上げ、発議案第10号に対する反対討論といたします。

○議長（寺尾重雄君） ほかに討論はありませんか。末吉定夫議員。

〔10番 末吉定夫君登壇〕

○10番（末吉定夫君） 地方創生の実現・2020年東京オリンピックに向けた夷隅地域の道路整備及び

将来を見据えた外房地域の道路整備に関する要望書、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今、前段者によりますと、4本目の一番最後の地域高規格道路が反対だということで、具体性がないというようなお話もございました。これは2市2町が協力して、お互いに合同で国や県に地域の道路事情を要望しようということで出てきたものでございます。特に、勝浦においては、身近なものについては、松野バイパス、これを早期に開通しようということで、何年も前からの念願でございました。そしてまた、今回、道の駅があそこにできるということで、できるならば、どうしても三又から芳賀まで全線開通をしなくちゃいけない。こういうわけですね。我々議員の説明会の中で先輩議員が、我々の責任の一端もあるんじゃないかと。みんな一丸となってこの道路を早くつくるために県や国に要望しようということで皆さんの賛同を受けたということで間違いないですね。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

○10番（末吉定夫君） そういった中で、この2市2町で反対する議員が1人ということも伺っております。確かに高規格道路だけだと、先ほどおっしゃいましたけれども、やはりそれを反対するならば、4本全部が反対だというように捉えます。ですから、今後は、どうか松野バイパスの早期実現を願って、反対された方も、ぜひ協力をしていただきたいということで、まとまりはありませんけれども、この要望書に賛成の討論とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（寺尾重雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第10号 地方創生の実現・2020年東京オリンピックに向けた夷隅地域の道路整備及び将来を見据えた外房地域の道路整備に関する要望書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手多数であります。よって、発議案第10号は、原案のとおり可決されました。

各常任委員会の所管事務調査について

○議長（寺尾重雄君） 日程第4、各常任委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、各常任委員長から会議規則第110条の規定により、お手元へ配付の閉会中の継続調査申出書のとおり継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。本件につきましては、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、閉会中の継続調査に付することになりました。

閉 会

○議長（寺尾重雄君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって平成28年9月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午前11時44分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第59号～議案第70号の総括審議
1. 陳情第4号の総括審議
1. 議案第71号～議案第78号の総括審議
1. 発議案第8号～発議案第10号の総括審議
1. 各常任委員会の所管事務調査について

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員